

青森県報

号外第二十三号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

条 例

○青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………(議会総務課) ……二

議 会

○青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………(総務課) ……四
○青森県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程……………(同) ……五
○青森県議会会議規則の一部を改正する規則……………(議事課) ……六

条 例

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十六号

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十項の改正規定（「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条第五項の改正規定（「第二条第九項」を

「第二条第十項」に改める部分に限る。） 令和七年四月一日

二 第五十三条から第五十五条までの改正規定 令和七年六月一日

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議 会

青森県議会告示第二号

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県議会議長 丸 井 裕

青森県議会傍聴規則の一部を改正する規則

青森県議会傍聴規則（昭和三十五年十二月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「、刀剣」を削り、「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第八条第四号及び同条第五号を削り、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「明らかである」とに改め、同号を同条第五号とする。

第九条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。
第九条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
第九条中第四号を削り、同条第五号中「し、」を削り、同号を同条第四号とし、同

条第六号を削り、同条第七号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

第一号様式（裏面）を次のように改める。

（裏 面）

<p>傍聴人心得</p> <p>一 本券を持つている人は本券の交付を受けた日に限り一般傍聴席に入ることが出来ます。ただし、定員に達したときはこの券を所持していても入場できません。</p> <p>二 傍聴券に住所及び氏名を記入して下さい。団体傍聴の場合は、団体名、代表者又は責任者の住所、氏名及び人数を記入して下さい。</p> <p>三 入場するときは入口で係員に傍聴券を提示しなければなりません。</p> <p>四 傍聴席においては次の事項を守らなければなりません。</p> <p>一 静粛にすること。</p> <p>二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</p> <p>三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</p> <p>四 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</p> <p>傍聴人は、青森県議会傍聴規則を守り、係員の指示に従わなければなりません。</p>
--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県議会告示第三号

青森県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県議会議長 丸 井 裕

青森県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

青森県議会委員会傍聴規程（平成二十五年十二月青森県議公会公告第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「、刀剣」を削り、「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第六条第四号及び同条第五号を削り、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「委員会審議」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかである」とに改め、同号を同条第五号とする。

第七条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第七条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第七条中第四号を削り、同条第五号中「し、」を削り、同号を同条第四号とし、第六号を削り、同条第七号中「委員会室の秩序を乱し、又委員会審議の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

第二号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

傍 聴 人 心 得

一 傍聴人は、傍聴するときは、青森県議会委員会傍聴規程により、次のことを守らなければなりません。

1 静粛にすること。

2 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。

3 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

4 飲食又は喫煙をしないこと。

5 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

二 一般席の傍聴席における写真、映画等の撮影又は録音は、許可が必要です。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないよう、あらかじめ電源を切ってください。

四 この傍聴券は、傍聴を終えた際、議会事務局に返還してください。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

青森県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県議会議長 丸 井 裕

青森県議会議規則第四号

青森県議会議規則の一部を改正する規則

青森県議会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会議告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の下に「、看護」を加える。

第九十五条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第百三条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長」の許可を得たときは「を」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらじめ届け出たものについては」に改める。

第十七章中第百二十四条の前に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による請願書及び陳情書の提出）

第百二十三条の二 議会に対して法第百二十四条の規定により提出される請願書（第九十四条の規定により請願書の例により処理するものとされる陳情書を含む。以下この条において同じ。）の提出については、法第百二十四条及びこの規則第八十九条の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と請願者又は陳情者（陳情書を提出する者をいう。第五項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により提出された請願書については、法第百二十四条及びこの規則第八十九条に規定する方法により提出されたものとみなして、これらの規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により提出された請願書は、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議会に到達したものとみなす。

4 請願書の提出を第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、第八十九条の規定による署名又は記名押印については、同条の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

5 請願者又は陳情者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、請願書のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該請願書のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該請願書のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「提出された請願書」とあるのは、「提出された請願書（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
-------------------------------------	---	-------------------------------